

山形広域環境事務組合職員の特殊勤務手当に
関する条例施行規則

〔平成7年3月〕
山広環規則第4号

改正 平成15年5月山広環規則第5号

山形広域環境事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成4年共衛規則第6号）の全部を改正する。

山形広域環境事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成2年共衛条例第1号）の施行に関し必要な事項については、山形市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和45年山形市規則第20号）の規定を準用する。

（平15規則5・一部改正）

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 （平成15年5月改正）

この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。